

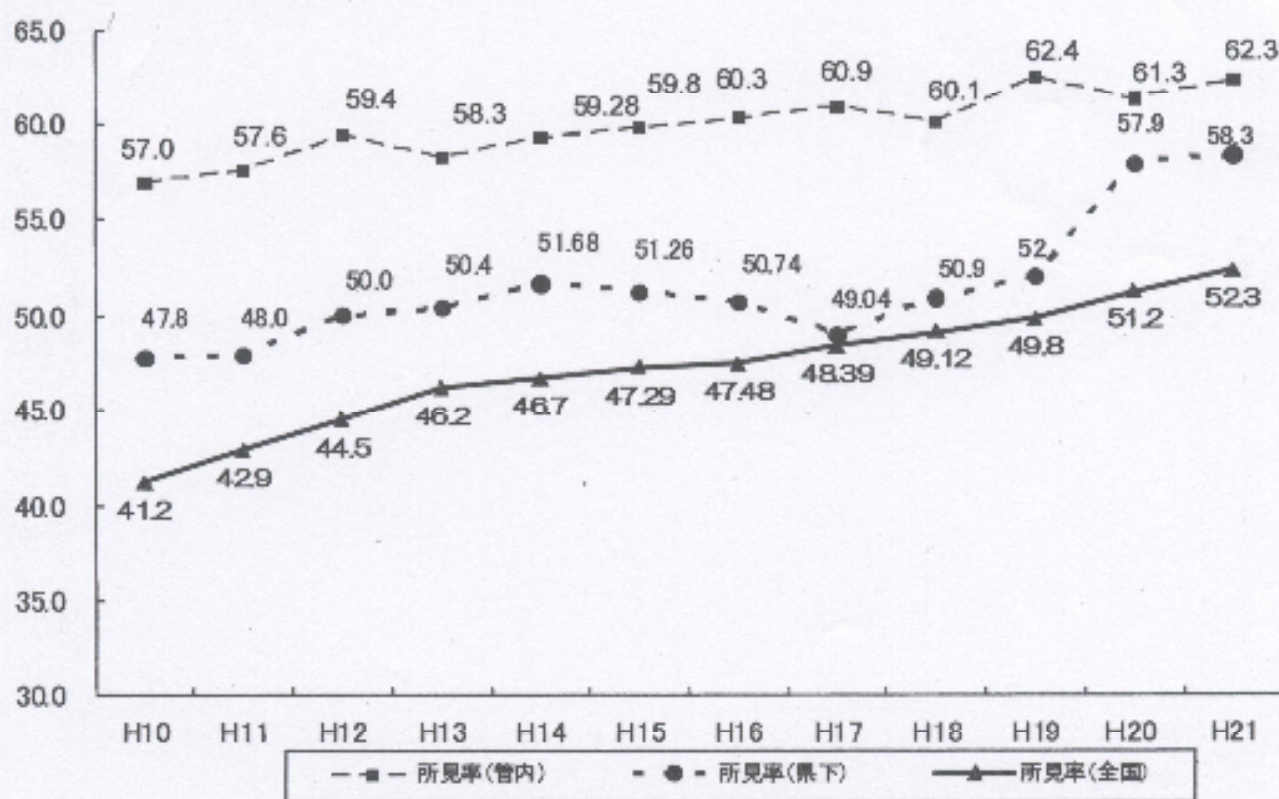
# 平成21年 定期健康診断実施状況

上越労働基準監督署

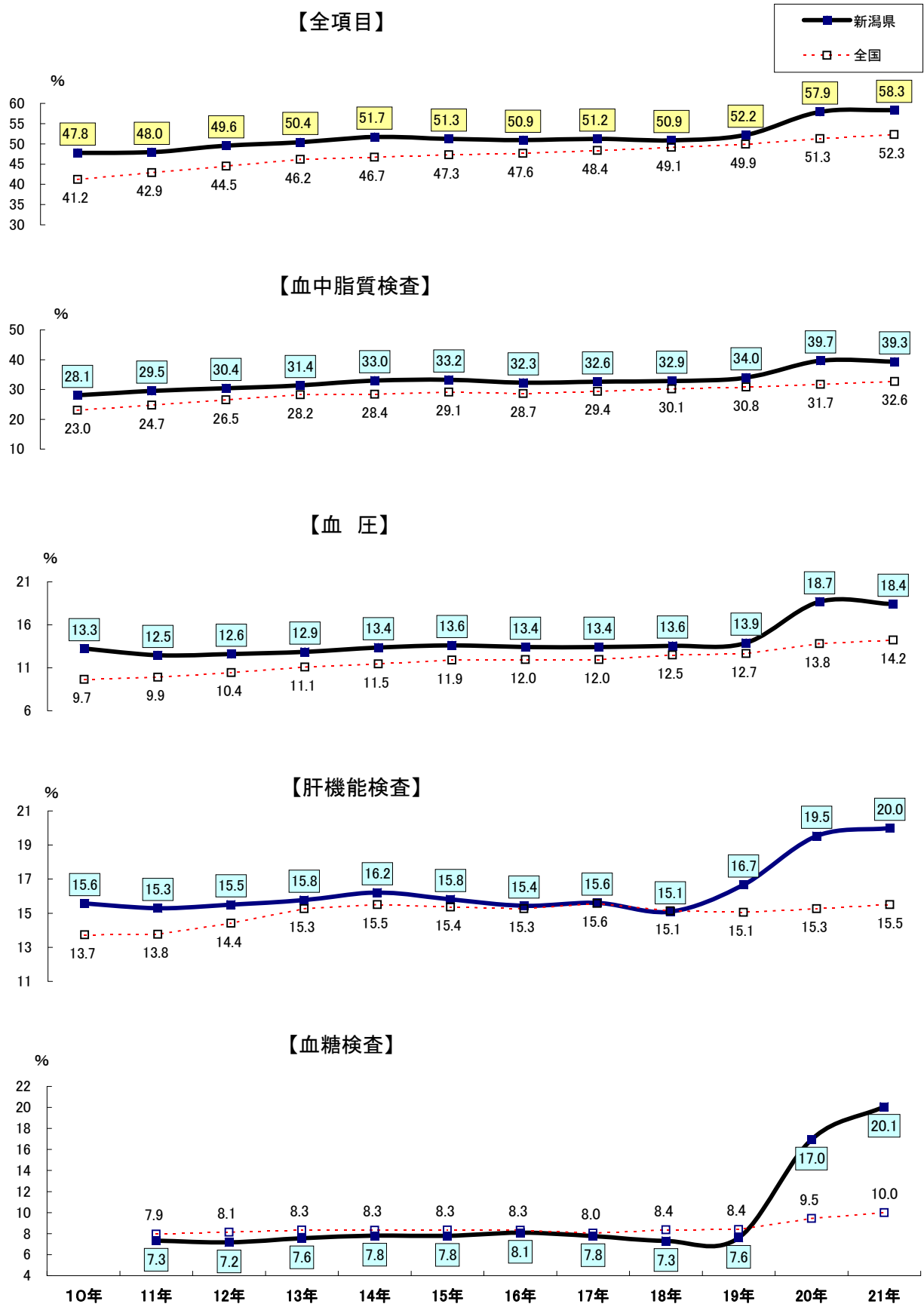
## 平成21年 定期健康診断結果(50人以上)

健診実施事業場数 ( )は年2回実施した事業場	230 (109)		受診者数	30033	
健診項目	実施者数	有所見者数	健診項目	実施者数	有所見者数
他覚所見	—	—	貧血検査	26492	2802
聴力検査(1000Hz)	27367	978	肝機能検査	26338	5544
聴力検査(4000Hz)	27391	2676	血中脂質検査	26347	10073
聴力検査(その他)	2874	4	血糖検査	25412	4653
胸部X線検査	27984	797	尿検査(糖)	29918	730
かくたん検査	25	0	尿検査(蛋白)	29928	987
血圧	30010	6510	心電図検査	23515	2363
医師の指示人数	11771		所見のあった者の人数	18717	
歯科検診	受診者数	1635		有所見者数	175

## 有所見率の推移 (50人以上)



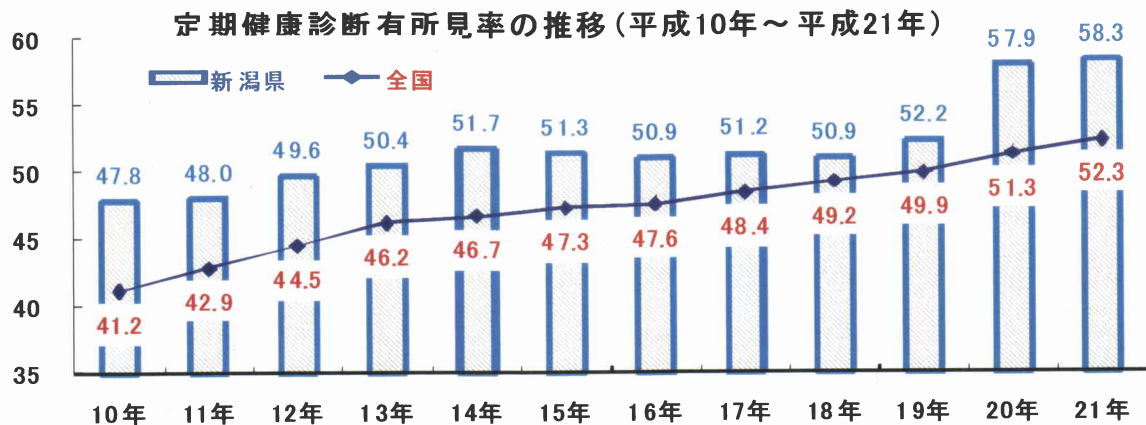
# 定期健康診断の項目別有所見率の推移



# 健康づくりを進めましょう

～有所見率改善の取組のためのポイント～

新潟労働局



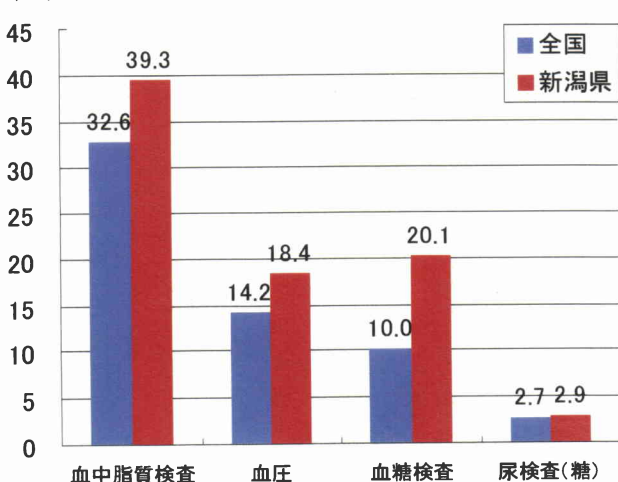
新潟県における**定期健康診断**の有所見率は、平成13年以降50%を超え、血中脂質検査、血圧、血糖検査及び尿検査（糖）の有所見率も全国的にも高くなっています。

また、過重労働による脳血管疾患及び虚血性心疾患等（以下、「脳・心臓疾患」という。）による労災支給決定件数は新潟労働局管内においても毎年数件発生しております。

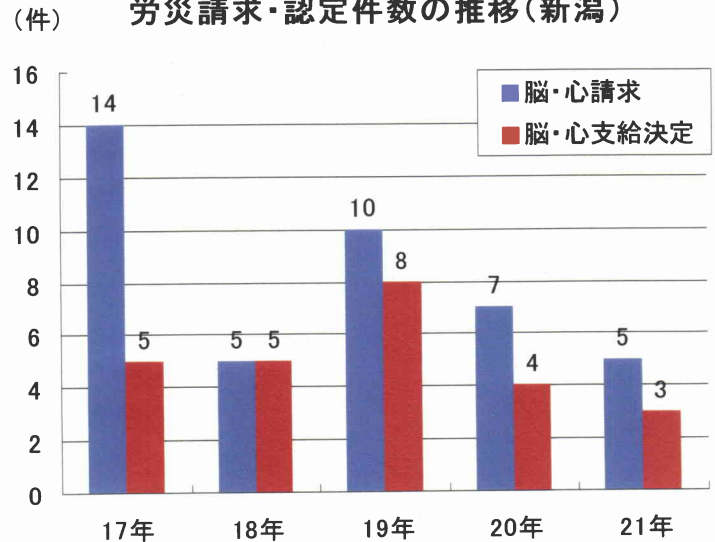
脳・心臓疾患を予防するためには、必要な場合に労働時間の短縮、作業転換等の就業上の措置を行うことに加えて、定期健康診断における脳・心臓疾患関係の主な検査項目である血中脂質検査、血圧の測定、血糖検査、尿中の糖の検査及び心電図検査における有所見の状態の改善に取り組むことが重要です。

定期健康診断の有所見率の改善に向けて積極的に産業保健活動に取り組みましょう。

項目別有所見者率の状況（平成21年）



脳・心臓疾患に係わる  
労災請求・認定件数の推移（新潟）





## ポイント1

# 労働衛生管理体制の確立

労働者の健康づくりを進めるには、労働衛生管理体制（健康管理体制）の整備を図り、産業保健活動を活性化することが重要です。産業医、衛生管理者等の選任を行い、衛生委員会等における調査審議等を確実に実施しましょう。

## ポイント2

# 定期健康診断の実施

- ・ 定期健康診断を実施し、労働者の有所見の状況を把握しましょう。
  - ・ 脳・心臓疾患関係の主な検査項目（血中脂質検査、血圧の測定、血糖検査、尿中の糖の検査及び心電図検査）については、有所見の分析を行い、改善に向けた取り組みに生かしましょう。
  - ・ 定期健康診断における胸部エックス線検査及び喀痰検査については、40歳未満の者（20歳、25歳、30歳、35歳の者を除く。）で、学校（専修学校及び各種学校を含み、幼稚園を除く。）、病院、診療所、助産所、介護老人保健施設又は特定の社会福祉施設において業務に従事する者及びじん肺法で3年に一回のじん肺健康診断の対象とされている労働者のいずれにも該当しないものについては、医師が総合的に判断して必要でないと認めるときに限って、これを省略することができます。
- ※ 年齢等により機械的に胸部エックス線及び喀痰検査を省略しないでください。

## ポイント3

# 定期健康診断実施後の処置

- ・ 定期健康診断の結果、異常の所見があると診断された労働者については、医師からの意見を勘案し、作業の転換、労働時間の短縮等の就業上の措置を確実に実施しましょう。
- ・ 産業医の選任義務がある労働者数50人以上の事業場においては、有所見者について、就業上の措置の必要性等について、産業医からの意見を聴くようにしましょう。
- ・ 産業医の選任義務のない労働者数50人未満の事業場については、地域産業保健センターを利用して、医師等からの意見聴取を行いましょう。

## ポイント4

# 定期健康診断結果の労働者への通知

- ・ 定期健康診断の結果を労働者の方に確実に通知しましょう。

## ポイント5

# 定期健康診断結果に基づく保健指導

- ・ 定期健康診断の結果に基づく医師又は保健師による保健指導は、再検査若しくは精密検査又は治療の勧奨にとどまらず、有所見の改善に向けて、食生活等の指導、健康管理に関する十分な情報提供をしましょう。
- ・ 保健指導は、事業者が実施するだけでなく、これに基づき労働者が自ら健康の保持に取り組まなければ効果が期待できないことから、労使一体となって健康づくりに努めましょう。

## ポイント6

# 健康教育等の実施

- ・ 労働者が栄養の改善や運動等に取り組むことにより、有所見の改善が図られるようにするため個々の労働者の状況に応じた健康教育、健康相談等の必要な措置を適切に実施しましょう。
- ・ 健康教育等は、有所見者のほか、毎年検査値が悪化するなど有所見者となることが懸念される者等を重点に行いましょう。

## ポイント7

# 健康づくり計画の策定及びその実施

- ・ 定期健康診断結果等を分析し、有所見者のほか、毎年検査値が悪化するなど有所見者となることが懸念される者、脳・心臓疾患関係の主な検査項目に所見のある者等にグループ化する等により、労働者の健康状態に応じた健康教育、運動指導、情報提供等の必要な産業保健指導のための計画を策定しましょう。
- ・ 計画には、例えば、9月を「定期健康診断有所見率改善強化月間」として定め、また、毎月、産業医が作業場等の巡視を行う日を「有所見率改善取組の日」と定める等により、健康づくりの機運の醸成を図りましょう。
- ・ 社内誌、電子メール、掲示等により重点的に労働者への啓発等を行いましょう。
- ・ 労働者ごと及び事業場全体について実施した保健指導、健康教育等の内容、労働者自身の取組状況、定期健康診断の結果等を基に評価し、その後充実強化すべき事項等を新たな計画に反映させましょう。

## ポイント8

# 二次健康診断等給付制度の活用

定期健康診断等の結果において、脳・心臓疾患に関連する血圧の測定等の項目について異常の所見が認められる場合に、労働者の請求に基づき「二次健康診断等給付」が支給されます。同制度は「二次健康診断」及び「特定保健指導」を行うもので、費用負担はありません。

# 健康づくりアンケート兼送付票

新潟労働局労働基準部安全衛生課 あて

安全衛生課FAX：025-230-5720

(〒951-8588 新潟市中央区川岸町1丁目56番地 第一庁舎 電話025-234-5923)

事業場名			
所在地		電話番号	
事業場の労働者数	名	担当部署・職氏名	

新潟労働局では、定期健康診断における有所見率の改善に向けた取組を推進しています。

誠に恐縮ですが、行政効果把握等のため、従業員の健康状況についてのアンケートにご協力ください。

## ■ 定期健康診断の有所見状況

- 最近の有所見率について、ご記入ください。

有所見率	事業場(%)				全国値(%)			
	前々年値 (A)	前年値 (B)	最新値 (C)	増加率 ((C-A)/A)×100	平成19年 (a)	平成20年 (b)	平成21年 (c)	増加率 ((c-a)/a)×100
(1)定期健康診断全体					49.9	51.3	52.3	4.8
(2)脳・心臓疾患関係の主な検査項目								
ア 血中脂質検査					30.8	31.7	32.6	5.8
イ 血圧					12.7	13.8	14.2	11.8
ウ 血糖検査					8.4	9.5	10.0	19.0
エ 尿検査(糖)					2.8	2.7	2.7	-3.6
オ 心電図検査					9.2	9.3	9.7	5.4

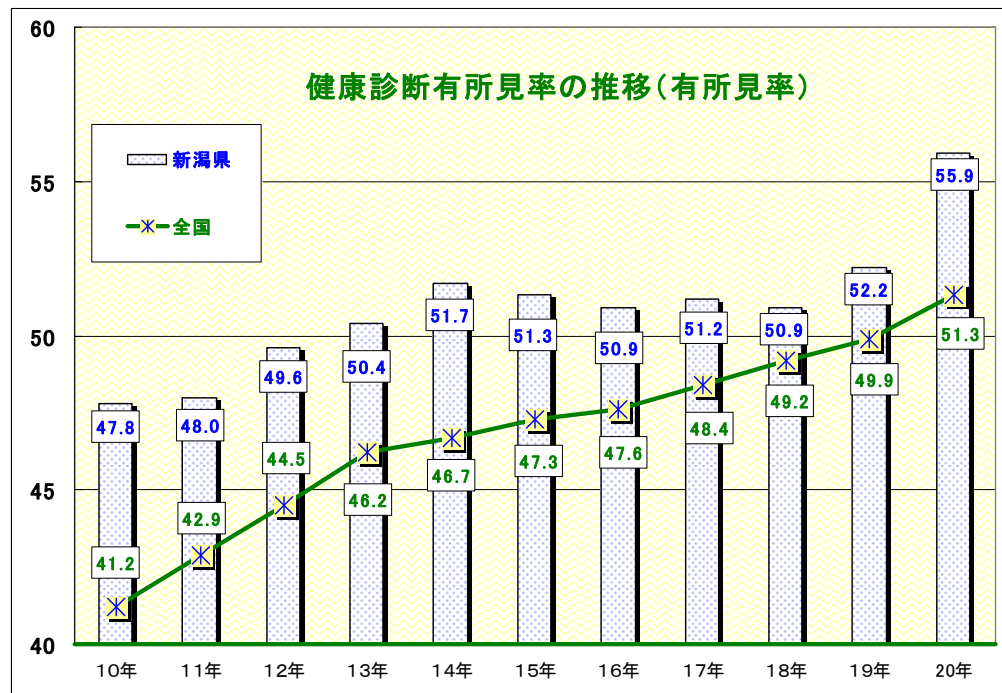
## ■ 健康づくりの取組状況

健康づくりのための取組状況について、該当する口に“レ”を付けてください。

定期健康診断における有所見者についての医師からの意見聴取を行っていますか。(安衛法66条の4)	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ
医師からの意見に基づき、労働時間の短縮、作業の転換等の事後措置を実施していますか。(安衛法66条の5)	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ
定期健康診断の結果を労働者に通知していますか。(安衛法66条の6)	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ
定期健康診断の結果に基づき、医師又は保健師による保健指導を実施していますか。(安衛法66条の7)	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ
保健指導等において示された労働者自身が取り組むべき事項(食生活の改善等に取り組むこと)を着実に実施するよう指導していますか。	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ
労働者に対して、健康教育、健康相談等を実施していますか。(安衛法69条)	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ
労働者に対する保健指導、健康教育等においては、個々の労働者の状況に応じて、労働者が取り組むべき具体的な内容(栄養改善、運動等に取り組むこと)を示していますか。	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ
有所見率改善のための健康づくり計画を作成していますか。	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ
個々の労働者を対象に、保健指導等の内容、労働者自身の取組状況、定期健康診断の結果等を基に、取組事項の実施状況等の評価を行っていますか。	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ
事業場全体の取組事項の実施状況等を評価し、今後充実強化すべき事項等を今後の計画に反映させる予定ですか。	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ

## 働く人の健康を守るために (健康診断結果に基づき事業者が講ずべき措置に関する指針)

- 長期的には職業性疾病は減少傾向にあります。
- 一方で何らかの異常の所見があると認められる労働者が5割を超える状況にあり、仕事や職場生活に関する強い不安、悩み、ストレスを感じる労働者の割合も年々増加しています。
- このような状況の中で、職業生活の全期間を通して健康で働くことができるように、事業者は労働者の健康状態を的確に把握し、その結果に基づき労働者の健康管理を適切に講じる必要があります。



健康管理のためには健康診断の実施及びその結果に基づき事後措置を確実に実施する必要があります。

健康診断の結果に基づき就業上の措置が、適切かつ有効に実施されるよう、就業上の措置の決定・実施の手順について定めた「健康診断結果に基づき事業者が講ずべき措置に関する指針」が平成8年に公示され、平成20年1月31日に一部改正されています。

事業者の皆様には、この指針に基づいた健康管理をお願いします。

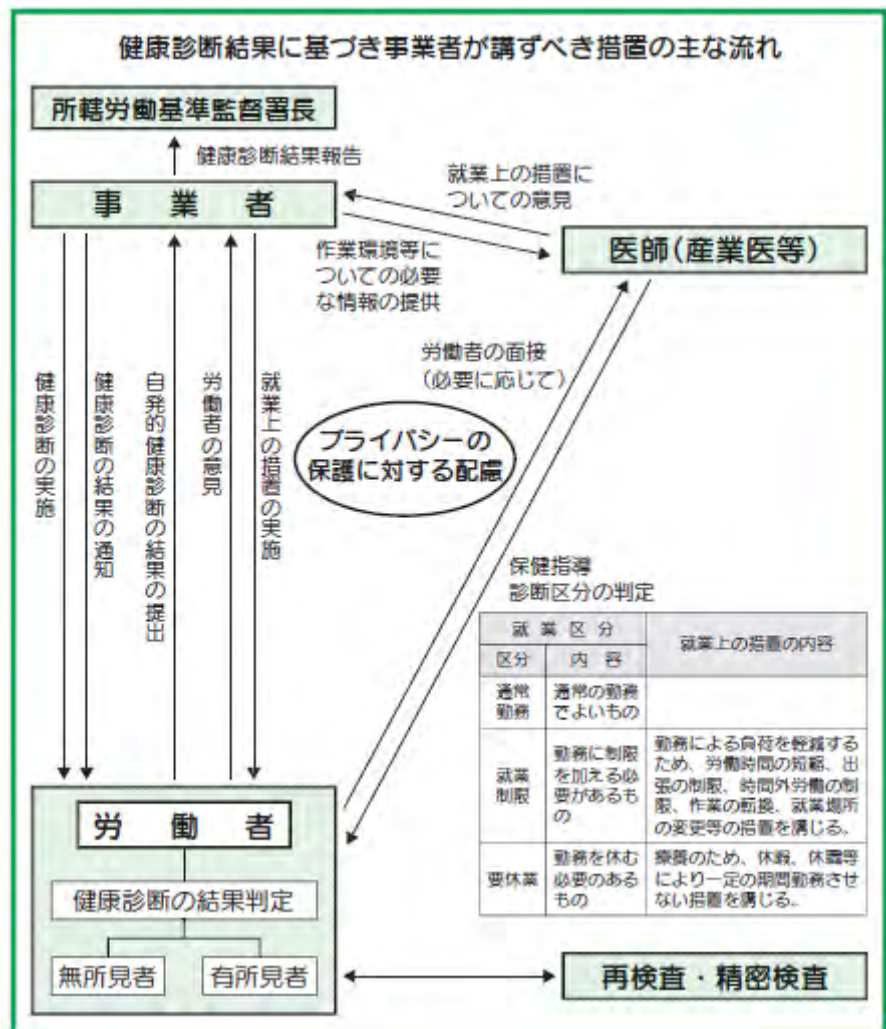
\* [「健康診断結果に基づき事業者が講ずべき措置に関する指針」](#)の内容については7ページをご覧ください。



## 健康診断の実施

- 定期的に健康診断を実施する。
- 一定の有害業務については、特殊健康診断を実施する。
- 労働者ごとに診断区分（異常なし、要観察、要医療等）に関する医師等の判定を受けてください。

- \* [定期健康診断項目](#)は5ページ、[特殊健康診断の種類](#)については6ページをご覧ください。
- \* 健康診断の実施に当たっては、受診率が向上するよう労働者に対する周知及び指導に努めてください。
- \* 産業医を選任された事業場においては、産業医に対し、健康診断の計画や実施上の注意等について助言を求めてください。
- \* 二次健康診断の対象者を把握し、該当者に対して、二次健康診断の受診を勧奨し、当該二次健康診断の結果を事業者へ提出するよう働きかけてください。





## 医師等からの意見の聴取

- **健康診断の結果、当該健康診断の項目に異常の所見があると診断された労働者について就業上の措置の必要性の有無、講ずべき措置の内容等に係る意見を医師、歯科医師から聴いてください。**

- \* 産業医を選任された事業場においては、産業医から意見を聴くことが望まれます。
- \* 産業医の選任義務のない事業場においては、地域産業保健センターの利用等により対応願います。
- \* 適切な意見を聴くため、医師等に対し、作業環境、労働時間、作業態様、過去の健康診断の結果等に関する情報及び職場巡視の機会を提供し、また、労働者との面接の機会を提供してください。

## 就業上の措置の実施

- **就業上の措置を決定する場合、予め労働者の意見を聴き、十分な話し合いを通じてその労働者の了解が得られるようにしてください。**

就業区分		就業上の措置の内容
区分	内容	
通常勤務	通常の勤務でよいもの	—
就業制限	勤務に制限を加える必要のあるもの	勤務による負荷を軽減するため、労働時間の短縮、出張の制限、時間外労働の制限、労働負荷の制限、作業の転換、就業場所の変更、深夜業の回数の減少、昼間勤務への転換等の措置を講じる。
要休業	勤務を休む必要のあるもの	療養のため、休暇、休職等により一定期間勤務させない措置を講じる。

- \* 就業上の措置を決定するに当たっては、再検査又は精密検査を行う必要のある労働者に対して、再検査などを勧奨するとともに当該検査結果を提出するよう働きかけてください。

- **作業環境測定の実施、施設又は設備の設置又は整備、作業方法の改善その他健康障害防止対策及び健康保持増進対策を講じる場合は、衛生委員会で十分調査審議してください。**
- **就業上の措置を決定する場合には、労働者のプライバシーに配慮しつつ、健康管理部門と人事労務管理部門などが連携し、また、労働者の上長に対し、就業上の措置の目的、内容等について説明を行い理解を得てください。**

## 健康診断結果の通知

- **自主的な健康管理のため、異常の所見の有無にかかわらず、遅滞なく結果を通知してください。**

## 保健指導

- 一般健康診断の結果、特に健康の保持に努める必要があると認める労働者に対し、医師又は保健師による保健指導を受けさせるようにしてください。

- \* 高齢者の医療の確保に関する法律に基づく特定保健指導を受けた労働者については、その内容を保健指導を行う医師又は保健師に伝えるよう働きかけてください。
- \* 深夜業従事者については、睡眠指導や食生活指導等を一層重視した保健指導を行ってください。
- \* 産業医を選任された事業場においては、産業医が中心となって実施されることが望まれます。

## その他健康管理に関する事項

### 健康診断結果の記録の保存

健康診断結果の記録を5年間（一部7年、30年または40年間）保存する。

特定化学物質のうち「特別管理物質」に係る健康診断及び電離放射線健康診断については「30年」、石綿健康診断については「40年」、じん肺健康診断については「7年」の保存年限である。

### 健康診断結果報告の提出

常時50人以上の事業場で定期健康診断を行ったときは、定期健康診断結果報告書（労働安全衛生規則様式第6号）を所轄労働基準監督署長提出する。

特殊健康診断の結果報告書については規模にかかわらず所定の報告様式で所轄労働基準監督署長提出する。

### 健康情報の保護

雇用管理に関する個人情報の適正な取扱いを確保するために事業者が講ずべき措置に関する指針に基づき、健康情報の保護に留意してください。

- \* [「雇用管理に関する個人情報のうち健康情報を取り扱うに当たっての留意事項」](#)の内容については当局ホームページに掲載してあります。

## 労働安全衛生法における健康診断の新旧項目と特定健診項目

		労働安全衛生法		特定健診
対 象		全労働者		40～74歳まで 全国民
		【改正前】	【改正後】	
診 察 等	問診(既往歴及び業務歴の調査)	○	○	○
	(喫煙歴及び服薬歴)		※1	○ (問診に含まれる。)
	身体計測 (身長)	●1	●1	○
	(体重)	○	○	○
	(腹囲)		●2※2	○
	視力	○	○	
	聴力	○	○	
	自覚症状及び他覚症状の有無の検査	○	○	○
	血压	○	○	○
胸部エックス線検査		○	○	
喀痰検査		□1	□1	
貧 血 検 査	ヘマトクリット			□
	血色素量	●2	●2	□
	赤血球数	●2	●2	□
肝 機 能 検 査	GOT	●2	●2	○
	GPT	●2	●2	○
	γ-GTP	●2	●2	○
血 中 脂 質 検 査	血清総コレステロール	●2		
	血清トリグリセライド	●2	●2	○
	HDLコレステロール	●2	●2	○
	LDLコレステロール		●2	○
検 査 血 糖	空腹時血糖	●2	●2	■
	ヘモグロビンA1c	(□2)	(□2)	■
尿 検 査	蛋白	○	○	○
	糖	●3	○	○
	潜血			
心電図検査		●2	●2	□
眼底検査				□

○ : 必須項目

□ : 医師の判断に基づき選択的に実施 (40歳～74歳)

□1 : 胸部エックス線検査により病変及び結核発病のおそれがないと診断された者について医師の判断に基づき省略可

□2 : 血糖検査については、ヘモグロビンA1cで代替可 (平成10年12月15日 基発第697号)

■ : いずれかの項目の実施で可

●1 : 20歳以上の者については、医師の判断に基づき省略可

●2 : 35歳及び40歳以上の者については必須項目 (それ以外の者については、医師の判断に基づき省略可)

●3 : 血糖検査を受けた者については、医師の判断に基づき省略可

※1 : 喫煙歴及び服薬歴については、問診等で聴取を徹底する旨通知。

あわせて保険者への情報の提供について協力を依頼。

※2 : 測定の省略基準を策定、簡便な測定方法を導入



## 健康診断を行うべき有害な業務

- \* [有害業務に係る健康診断には次のものがありますが、業務の種類、健康診断実施期間、健康診断項目](#)の内容については当局ホームページに掲載してあります。

### I 特定業務従事者にかかる健康診断

### II 特殊健康診断

- 1 高気圧業務
- 2 電離放射線業務
- 3 特定化学物質
- 4 石綿業務
- 5 鉛業務
- 6 四アルキル鉛業務
- 7 有機溶剤業務

### III 歯科医師による健康診断

### IV じん肺健康診断

## 健康診断結果に基づき事業者が講ずべき措置に関する指針

(平成8年10月1日公示・改正平成20年1月31日)

### 1 趣旨

産業構造の変化、働き方の多様化を背景とした労働時間分布の長短二極化、高齢化の進展等労働者を取り巻く環境は大きく変化してきている。

その中で、脳・心臓疾患につながる所見を始めとして何らかの異常の所見があると認められる労働者が5割近くに及ぶ状況にあり、仕事や職場生活に関する強い不安、悩み、ストレスを感じる労働者の割合も年々増加している。

さらに、労働者が業務上の事由によって脳・心臓疾患を発症し突然死等の重大な事態に至る「過労死」等の事案が増加する傾向にあり、社会的にも大きな問題となっていることから、平成19年の労働安全衛生規則改正において、脳・心臓疾患のリスクをより適切に評価する健康診断項目を追加するなどの措置を講じたところである。

このような状況の中で、労働者が職業生活の全期間を通して健康で働くことができるようにするためには、事業者が労働者の健康状態を的確に把握し、その結果に基づき、医学的知見を踏まえて、労働者の健康管理を適切に講ずることが不可欠である。

そのためには、事業者は、健康診断（労働安全衛生法第66条の2の規定に基づく深夜業に従事する労働者が自ら受けた健康診断（以下「自発的健診」という。）及び労働者災害補償保険法第26条第2項第1号の規定に基づく二次健康診断（以下「二次健康診断」という。）を含む。）の結果、異常の所見があると診断された労働者について、当該労働者の健康を保持するために必要な措置について聴取した医師又は歯科医師（以下「医師等」という。）の意見を十分勘案し、必要があると認めるときは、当該労働者の実情を考慮して、就業場所の変更、作業の転換、労働時間の短縮、深夜業の回数の減少、昼間勤務への転換等の措置を講ずるほか、作業環境測定の実施、施設又は設備の設置又は整備、当該医師等の意見の衛生委員会若しくは安全衛生委員会（以下「衛生委員会等」という。）又は労働時間等設定改善委員会（労働時間等の設定の改善に関する特別措置法第7条第1項に規定する労働時間等設定改善委員会をいう。以下同じ。）への報告その他の適切な措置を講ずる必要がある（以下、事業者が講ずる必要があるこれらの措置を「就業上の措置」という。）。

また、個人情報の保護に関する法律の趣旨を踏まえ、健康診断の結果等の個々の労働者の健康に関する個人情報（以下「健康情報」という。）については、特にその適正な取扱いの確保を図る必要がある。

この指針は、健康診断の結果に基づく就業上の措置が、適切かつ有効に実施されるため、就業上の措置の決定・実施の手順に従って、健康診断の実施、健康診断の結果についての医師等からの意見の聴取、就業上の措置の決定、健康情報の適正な取扱い等についての留意事項を定めたものである。

### 2 就業上の措置の決定・実施の手順と留意事項

#### (1) 健康診断の実施

事業者は、労働安全衛生法第66条第1項から第4項までの規定に定めるところにより、労働者に対し医師等による健康診断を実施し、当該労働者ごとに診断区分（異常なし、要観察、要医療等の区分をいう。以下同じ。）に関する医師等の判定を受けるものとする。

なお、健康診断の実施に当たっては、事業者は受診率が向上するよう労働者に対する周知及び指導に努める必要がある。

また、産業医の選任義務のある事業場においては、事業者は、当該事業場の労働者の健康管理を担当する産業医に対して、健康診断の計画や実施上の注意等について助言を求めることが必要である。

#### (2) 二次健康診断の受診勧奨等

事業者は、労働安全衛生法第66条第1項の規定による健康診断又は当該健康診断に係る同条第5項ただし書の規定による健康診断（以下「一次健康診断」という。）における医師の診断の結果に基づき、二次健康診断の対象となる労働者を把握し、当該労働者に対して、二次健康診断の受診を勧奨するとともに、診断区分に関する医師の判定を受けた当該二次健康診断の結果を事業者に提出するよう働きかけることが適当である。

#### (3) 健康診断の結果についての医師等からの意見の聴取

事業者は、労働安全衛生法第66条の4の規定に基づき、健康診断の結果（当該健康診断の項目に異常の所見があると診断された労働者に係るものに限る。）について、医師等の意見を聴かなければ

ならない。

#### イ 意見を聴く医師等

事業者は、産業医の選任義務のある事業場においては、産業医が労働者個人ごとの健康状態や作業内容、作業環境についてより詳細に把握しうる立場にあることから、産業医から意見を聴くことが適当である。

なお、産業医の選任義務のない事業場においては、労働者の健康管理等を行うのに必要な医学に関する知識を有する医師等から意見を聴くことが適当であり、こうした医師が労働者の健康管理等に関する相談等に応じる地域産業保健センター事業の活用を図ること等が適当である。

#### ロ 医師等に対する情報の提供

事業者は、適切に意見を聴くため、必要に応じ、意見を聴く医師等に対し、労働者に係る作業環境、労働時間、労働密度、深夜業の回数及び時間数、作業態様、作業負荷の状況、過去の健康診断の結果等に関する情報及び職場巡視の機会を提供し、また、健康診断の結果のみでは労働者の身体的又は精神的状態を判断するための情報が十分でない場合は、労働者との面接の機会を提供することが適当である。

また、過去に実施された労働安全衛生法第66条の8及び第66条の9の規定に基づく医師による面接指導等の結果に関する情報を提供することも考えられる。

また、二次健康診断の結果について医師等の意見を聴取するに当たっては、意見を聴く医師等に対し、当該二次健康診断の前提となった一次健康診断の結果に関する情報を提供することが適当である。

#### ハ 意見の内容

事業者は、就業上の措置に関し、その必要性の有無、講ずべき措置の内容等に係る意見を医師等から聴く必要がある。

##### (イ) 就業区分及びその内容についての意見

当該労働者に係る就業区分及びその内容に関する医師等の判断を下記の区分(例)によって求めるものとする。

就業区分		就業上の措置の内容
区分	内容	
通常勤務	通常の勤務でよいもの	—
就業制限	勤務に制限を加える必要のあるもの	勤務による負荷を軽減するため、労働時間の短縮、出張の制限、時間外労働の制限、労働負荷の制限、作業の転換、就業場所の変更、深夜業の回数の減少、昼間勤務への転換等の措置を講じる。
要休業	勤務を休む必要のあるもの	療養のため、休暇、休職等により一定期間勤務させない措置を講じる。

##### (ロ) 作業環境管理及び作業管理についての意見

健康診断の結果、作業環境管理及び作業管理を見直す必要がある場合には、作業環境測定の実施、施設又は設備の設置又は整備、作業方法の改善その他の適切な措置の必要性について意見を求めるものとする。

#### ニ 意見の聴取の方法と時期

事業者は、医師等に対し、労働安全衛生規則等に基づく健康診断の個人票の様式中医師等の意見欄に、就業上の措置に関する意見を記入することを求めることとする。

なお、記載内容が不明確である場合等については、当該医師等に内容等の確認を求めておくことが適当である。

また、意見の聴取は、速やかに行うことが望ましく、特に自発的健診及び二次健康診断に係る意見

### (4) 就業上の措置の決定等

#### イ 労働者からの意見の聴取等



事業者は、(3)の医師等の意見に基づいて、就業区分に応じた就業上の措置を決定する場合には、あらかじめ当該労働者の意見を聴き、十分な話し合いを通じてその労働者の了解が得られるよう努めることが適当である。

なお、産業医の選任義務のある事業場においては、必要に応じて、産業医の同席の下に労働者の意見を聴くことが適当である。

#### ロ 衛生委員会等への医師等の意見の報告等

衛生委員会等において労働者の健康障害の防止対策及び健康の保持増進対策について調査審議を行い、又は労働時間等設定改善委員会において労働者の健康に配慮した労働時間等の設定の改善について調査審議を行うに当たっては、労働者の健康の状況を把握した上で調査審議を行うことが、より適切な措置の決定等に有効であると考えられることから、事業者は、衛生委員会等の設置義務のある事業場又は労働時間等設定改善委員会を設置している事業場においては、必要に応じ、健康診断の結果に係る医師等の意見をこれらの委員会に報告することが適当である。

なお、この報告に当たっては、労働者のプライバシーに配慮し、労働者個人が特定されないよう医師等の意見を適宜集約し、又は加工する等の措置を講ずる必要がある。

また、事業者は、就業上の措置のうち、作業環境測定の実施、施設又は設備の設置又は整備、作業方法の改善その他の適切な措置を決定する場合には、衛生委員会等の設置義務のある事業場においては、必要に応じ、衛生委員会等を開催して調査審議することが適当である。

#### ハ 就業上の措置の実施に当たっての留意事項

事業者は、就業上の措置を実施し、又は当該措置の変更若しくは解除をしようとするに当たっては、医師等と他の産業保健スタッフとの連携はもちろんのこと、当該事業場の健康管理部門と人事労務管理部門との連携にも十分留意する必要がある。

また、就業上の措置の実施に当たっては、特に労働者の勤務する職場の管理監督者の理解を得ることが不可欠であることから、プライバシーに配慮しつつ事業者は、当該管理監督者に対し、就業上の措置の目的、内容等について理解が得られるよう必要な説明を行うことが適当である。

また、労働者の健康状態を把握し、適切に評価するためには、健康診断の結果を総合的に考慮することが基本であり、例えば、平成 19 年の労働安全衛生規則の改正により新たに追加された腹囲等の項目もこの総合的考慮の対象とすることが適当と考えられる。しかし、この項目の追加によって、事業者に対して、従来と異なる責任が求められるものではない。

なお、就業上の措置は、当該労働者の健康を保持することを目的とするものであって、当該労働者の健康の保持に必要な措置を超えた措置を講ずるべきではなく、医師等の意見を理由に、安易に解雇等を行うことは避けるべきである。

また、就業上の措置を講じた後、健康状態の改善が見られた場合には、医師等の意見を聴いた上で、通常の勤務に戻す等適切な措置を講ずる必要がある。

### (5) その他の留意事項

#### イ 健康診断結果の通知

事業者は、労働者が自らの健康状態を把握し、自主的に健康管理が行えるよう、労働安全衛生法第 66 条の 6 の規定に基づき、健康診断を受けた労働者に対して、異常の所見の有無にかかわらず、遅滞なくその結果を通知しなければならない。

#### ロ 保健指導

事業者は、労働者の自主的な健康管理を促進するため、労働安全衛生法第 66 条の 7 第 1 項の規定に基づき、一般健康診断の結果、特に健康の保持に努める必要があると認める労働者に対して、医師又は保健師による保健指導を受けさせるよう努めなければならない。

この場合、保健指導として必要に応じ日常生活面での指導、健康管理に関する情報の提供、健康診断に基づく再検査又は精密検査、治療のための受診の勧奨等を行うほか、その円滑な実施に向けて、健康保険組合その他の健康増進事業実施者（健康増進法第 6 条に規定する健康増進事業実施者をいう。）等との連携を図ること。

深夜業に従事する労働者については、昼間業務に従事する者とは異なる生活様式を求められていることに配慮し、睡眠指導や食生活指導等を一層重視した保健指導を行うよう努めることが必要である。

また、労働者災害補償保険法第 26 条第 2 項第 2 号の規定に基づく特定保健指導及び高齢者の医療

の確保に関する法律第 24 条の規定に基づく特定保健指導を受けた労働者については、労働安全衛生法第 66 条の 7 第 1 項の規定に基づく保健指導を行う医師又は保健師にこれらの特定保健指導の内容を伝えるよう働きかけることが適当である。

なお、産業医の選任義務のある事業場においては、個々の労働者ごとの健康状態や作業内容、作業環境等についてより詳細に把握し得る立場にある産業医が中心となり実施されることが適当である。

#### ハ 再検査又は精密検査の取扱い

事業者は、就業上の措置を決定するに当たっては、できる限り詳しい情報に基づいて行うことが適当であることから、再検査又は精密検査を行う必要のある労働者に対して、当該再検査又は精密検査受診を勧奨するとともに、意見を聴く医師等に当該検査の結果を提出するよう働きかけることが適当である。

なお、再検査又は精密検査は、診断の確定や症状の程度を明らかにするものであり、一律には事業者による実施が義務付けられているものではないが、有機溶剤中毒予防規則、鉛中毒予防規則、特定化学物質障害予防規則、高気圧作業安全衛生規則及び石綿障害予防規則に基づく特殊健康診断として規定されているものについては、事業者による実施が義務付けられているので留意する必要がある。

#### ニ 健康情報の保護

事業者は、雇用管理に関する個人情報の適正な取扱いを確保するために事業者が講ずべき措置に関する指針（平成 16 年厚生労働省告示第 259 号）に基づき、健康情報の保護に留意し、その適正な取扱いを確保する必要がある。

就業上の措置の実施に当たって、関係者に健康情報を提供する必要がある場合には、その健康情報の範囲は、就業上の措置を実施する上で必要最小限とし、特に産業保健業務従事者（産業医、保健師等、衛生管理者その他の労働者の健康管理に関する業務に従事する者をいう。）以外の者に健康情報を取り扱わせる時は、これらの者が取り扱う健康情報が利用目的の達成に必要な範囲に限定されるよう、必要に応じて健康情報の内容を適切に加工した上で提供する等の措置を講ずる必要がある。

#### ホ 健康診断結果の記録の保存

事業者は、労働安全衛生法第 66 条の 3 及び第 103 条の規定に基づき、健康診断結果の記録を保存しなければならない。

記録の保存には、書面による保存及び電磁的記録による保存があり、電磁的記録による保存を行う場合は、厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令に基づき適切な保存を行う必要がある。

また、健康診断結果には医療に関する情報が含まれることから、事業者は安全管理措置等について「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」を参照することが望ましい。

また、二次健康診断の結果については、事業者によるその保存が義務付けられているものではないが、継続的に健康管理を行うことができるよう、保存することが望ましい。

なお、保存に当たっては、当該労働者の同意を得ることが必要である。